

多賀城市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年7月19日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 監査対象部署 | 市民経済部 |
| 2 | 監査結果の報告日 | 令和元年6月26日 |
| 3 | 当該通知があった日 | 令和元年7月12日 |
| 4 | 当該通知の内容 | 別紙のとおり |

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月8日
- 3 監査対象部署 商工観光課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	行政財産使用料の算定額に誤りが見られた。	平成30年2月22日、多賀城市財産条例が改正されたことを遺漏し、改正前の使用料で請求してしまったため、左記指摘があった。 これを受け、5月9日に不足分を請求したところ、5月24日納入があった。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月10日
- 3 監査対象部署 市民課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	未支給となっていた時間外勤務手当については、令和元年5月16日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、6月21日の給与支給の際に追加支給する手続きを完了した。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名と係長の3名体制で行い、誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月13日
- 3 監査対象部署 税務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	<p>歳入調定について、都市計画税・固定資産税の賦課決定前に調定を行ったものがあった。</p>	<p>平成30年度分についてはすでに出納閉鎖しており、調定日の変更はできないが、決裁日の記入誤りなど訂正が可能なものは適宜訂正した。平成31年度分については適切な時期に調定を行っている。</p> <p>今後の対策として、賦課決定日前に調定を行わないよう、所属職員に周知を徹底し、誤りの無いようにする。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月14日
- 3 監査対象部署 収納課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	未支給となっていた時間外勤務手当については、令和元年5月15日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、6月21日の給与支給の際に追加支給する手続きを完了した。 時間外勤務命令簿を庶務管理システムへの入力後、他の係員が確認し誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和元年5月17日
- 3 監査対象部署 農政課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	補助金の交付決定起案に、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がされていなかった。	令和元年5月20日課内職員へ、補助金に係る予算の執行については、すべて市長公室長・市長公室長補佐（財政経営担当）に合議をするよう周知徹底した。